

5800

00676

條例

◇鳥取縣條例第三号

鳥取縣協同農業普及事業條例を次のように定める。

昭和二十四年一月二十五日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

鳥取縣協同農業普及事業條例

第一條 農業改良助長に基く鳥取縣協同農業普及事業はこの條例の定めるところにより実施する。

第二條 協同農業普及事業に要する経費を支出する場合には法律で定められた制限に従わなければならない。

第三條 協同農業普及委員会（以下地区委員会といふ）を知事が農業技術普及委員会の承認を得て定めるために縣の農業技術普及委員会とし、右の被選挙資格は農民であつて地区農業委員たる

する地区農業委員会（以下地区委員会といふ）を一名宛選出するものとする。この場合鳥取市は岩美

本書ノ大キサハ國党總務 A列

昭和二十四年一月二十五日

火曜日

第十九百七十九号

置く

第四條 縣委員会の機構及び任務を次の通り定める。

一、 縣委員会は会長及び委員九名を以てこれを組織する。

二、 会長は知事を以てこれに充てる。但し会長は縣委員会において議決権を有しないものとする。

三、 委員九名の中六名は知事の定める資格を有する者の中から地区委員会の委員により選出された者（以下農民委員といふ）について知事が任命し、一名は農業教育者、他の二名は農業に關係ある学識経験者の中から夫々知事がこれを任命する。

四、 右の被選挙資格は農民であつて地区農業委員たる

と否とを問わない。

郡に米子市は西伯郡に夫々編入するものとする。

六、委員は一年毎に定数の三分の一が選任されその任期は三年とし再任を妨げない。補欠委員の任期は前任者の残存期間とする。但し委員会創立当時の委員の任期は三分の一が一年三分の一が二年残り三分の一が三年とし抽せんによつてこれを決定する。

七、委員は委員会に出席するための旅費は支給される。八、縣委員会は協同農業普及事業に関する重要計画並びに予算及びその施行について調査審議する。

九、縣委員会は専門技術員及びその他必要な技術職員並びに地区委員会が選考した改良普及員の任命異動及び解任について知事の諮問を受けその可否を答申する。

十、縣委員会は知事の定める地区の区分及び各地区内に亘る改良普及員の数につき知事の諮問を受けその可否を答申する。

十一、縣委員会は知事又は地区農業委員会に対し協同農業普及事業に関する政策的重視について助言申す。

を与える。

第五條 地区委員会の機構及び任務は次の通りとする。

一、地区的委員の数は十八名以内とし委員は地区内各市町村から一名宛推薦した者につき知事が任命する。但し知事は市町村の農家戸数、耕地面積その他農業事情により必要と認めるときは縣委員会に諮問の上委員数を増加することができる。

二、右の委員は市町村長が市町村議会の承認を得て知事の定める資格を有する農民の中から推薦するものとする。

三、委員の任期は一年とし再任を妨げない補欠委員の任期は前任者の残存期間とする。

四、地区委員会は知事の提供する改良普及員の有資格者名簿の中から当該地区に勤務する改良普及員を選考しその技術員の勤務する事務所を決定する。

五、地区委員会は地区内農民の農業に関する重要な問題について改良普及員に対し助言しその他農業普及事業に関する重要な事項について縣委員会又は知事に

此意見を具申する。

第六條 前二條の知事の定める資格を有する農民とは一戸主以上の農地について耕作の義務を當む者で年令二十

才以上の者である。但し禁治產者及準禁治產者並びに懲役又は禁錮刑に処せられその執行を終り又はその執行を受ける事がなくなるまでの者はこの限りでない。

第七條 縣に協同農業普及事業に從事する専門技術員及び改良普及員その他必要な職員を置く。但しこれらの職員は供出割当配給取締及び検査等の行政事務を担当することはできない。

第八條 専門技術員の任務は次の通りとする。一、専門技術員は特に知事が指定する場合の外は農業に関する試験研究機關において勤務し改良普及員に對し農業技術の普及及び農民生活の改善に關し専門的知識を与える。

二、改良普及員を援助して専門的事項又は困難な事項について指導する。

三、試験場専門学校及び大學の研究者と協力して農業

生産の增大農業及び農民生活の改善について改良普及員及農家の生活の用に供するためパンフレットその他印刷物を作成する。

第九條 改良普及員は各地区において勤務し農民に對し農業普及事業を実施するものとする。

第十條 専門技術員及び改良普及員の資格及び任務については別に定める「農業技術普及員資格及び任用方法要綱」による。

第十一條 知事は専門技術員及び改良普及員の資格試験を行ひその有資格者名簿を整備し専門技術員については縣委員会に改良普及員については地区委員会にこれを提供するものとする。

第十三條 農業技術普及職員の解任は無能力又は不~~失~~の確証がなければならぬ。また異動についても本人の希望があり又は承諾を得た場合によるものとする。

附 則

一、この條例は公布の日からこれを施行する。

00681

鳥取市 同 九日 同 同十二日 同 同 岩美郡 一円
吉方町 同 同 同 同 同 同

余西勝米 余西勝米
子伯田子 同 十一日 同 同十四日 同 牛、馬 西伯郡
安伯町 同 同 同十二日 同 同十五日 同 牛 一円
同 十五日 同 同十八日 同 同 東伯郡
吉町 同 同 同十四日 同 同十七日 同 牛、馬 米子市
同 同 同 同 同 同 一円 郡

倉東浦 安伯町 同 同 同 同 同 同 岩美郡 一円
同 同 同 同 同 同 同

備考

一、第一次検査とは衛生検査の一部をいう。

二、第二次検査とは衛生検査の残部と種畜の級別判定とをいう。

三、馬においては第二次検査のみ行う。

昭和二十四年一月二十五日印刷
昭和二十四年一月二十五日發行

鳥取縣公報

(昭和四年四月十五日) 第一號

鳥取縣鳥取市東町
著者為
鳥取縣鳥取市東町
行所
鳥取縣鳥取市東町
印制所